

西諸広域行政事務組合特定事業主行動計画の実施状況及び女性の活躍状況の公表（令和4年8月）

西諸広域行政事務組合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「西諸広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を次のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、当組合における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1)採用した職員に占める女性職員の割合

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事務職員	0.0%	—	—	—
消防吏員	0.0%	0.0%	—	—

※「—」は採用者なし

(2)採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事務職員	—	—	—	—
消防吏員	2.9%	—	—	0.0%

※「—」は採用試験未実施

(3)職員に占める女性職員の割合

	目標値 (令和4年度)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事務職員	50.0%	25.0% (1人)	25.0% (1人)	25.0% (1人)	25.0% (1人)
消防職員	—	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)
会計年度 任用職員	—	—	—	100.0% (1人)	100.0% (2人)
消防吏員	2.0%以上	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)

(4)中途採用の男女別実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
男性	0人	0人	0人	0人
女性	0人	0人	0人	0人

(5)管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	伸び率 (H30-R3年度)
管理職割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0% _±
局長・消防長	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0% _±
次長・課長	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0% _±
係長	6.7% (1人)	6.7% (1人)	5.9% (1人)	5.0% (1人)	△1.7% _±

(6)機会の提供に資する制度の概要

- セクシャル・ハラスメント等対策の整備状況
 - ・セクハラ等対策のための一元的窓口を設置
- 特定事業主として実施する教育訓練・研修の概要
 - ・職員の資質や能力向上のため、各種研修会への参加を積極的に促進

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1)平均継続勤務年数の男女の差異(令和4年4月1日現在)

	平均継続勤務年数
男性	15年
女性	14年
全体	15年

(2)男女別の育児休業取得率及び取得期間

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事務職員(男性)	—	—	—	—
消防職員(男性)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
事務職員(女性)	—	—	—	—
消防職員(女性)	—	—	—	—

(3)男性職員の配偶者出産休暇(5日)及び育児参加のための休暇(5日)取得率並びに合計取得日数の分布状況

	目標値 (令和4年度)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計取得率	80.0%以上	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%
5日以上取得率	—	66.7%	66.7%	83.3%	71.4%

(4) 超過勤務の状況（令和3年度）

①一人当たり一月当たりの平均超過勤務時間

	本庁勤務職員	本庁外勤務職員
管理職	3.3時間	3.6時間
管理職以外	6.5時間	6.3時間
会計年度任用職員	0時間	—

②月の上限を超えて勤務した職員数（45時間超100時間未満）

	本庁勤務職員	本庁外勤務職員
管理職	0人	0人
管理職以外	0人	0人
会計年度任用職員	0人	—

(5) 年次有給休暇の取得日数の状況（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

①平均取得日数 ※対象期間の全期間を在職し、20日以上付与されたものに限る

全体：12.3日 事務局職員：12.5日 消防職員：12.3日

②取得日数が5日未満の職員割合

全体：1.7% 事務局職員：0.0% 消防職員：1.8%

(6) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

- 所属長及び係長は、夏季期間、こどもの行事及び日頃の疲労の解消などのために休暇取得ができるよう配慮した。また、すべての職員が安心して休暇を取得できるよう相互の応援体制を整えた。
- 育児参加のための休暇に関する各制度について、文書にて職員へ通知した。